

第51回長野県景観審議会議事録

日 時 : 平成29年(2017年)12月14日(木)
午後1時30分から3時30分まで

場 所 : 長野県庁議会棟401会議室

1 日 時 平成29年（2017年）12月14日（木） 午後1時30分から3時30分まで

2 場 所 長野県庁議会棟401会議室

3 出席者

(1) 審議会委員（五十音順、敬称略）

進士五十八	関 敦子	辻井 敏恵
南雲多榮子	藤澤 泰彦	丸山 久子
三澤 重一	宮坂佐知子	

(2) 長 野 県

油井 均	建設部長
藤池 弘	建設部都市・まちづくり課長
小林 弘幸	建設部都市・まちづくり課 企画幹
関川 憲生	建設部都市・まちづくり課 課長補佐兼景観係長
中澤 憲昭	建設部都市・まちづくり課景観係 担当係長
その他都市・まちづくり課景観係職員	

以下要旨

(都市・まちづくり課 関川課長補佐)

お待たせいたしました。景観審議会を開会させていただきたいと思います。

私は、本日の進行を務めさせていただきます都市・まちづくり課 課長補佐の関川憲生でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、市長会及び町村会の役員改選にともない、御二人の委員が交代となっておりますので、御紹介申し上げます。

生坂村長で、長野県町村会建設部会長の藤澤泰彦様でございます。

もう御一人は、伊那市長で、長野県市長会危機管理建設部会の白鳥孝様でございますが、本日は御欠席の連絡を頂いております。

その他の委員の皆様は交代がございませんので、御紹介は省略させていただき、お手元に配布の名簿で御確認いただきたいと思います。

なお、本日の出欠状況ですが、ただいまの白鳥様のほか、寺内様、場々様、増田様、益山様、矢澤様からも、御欠席の連絡をいただいております。

従いまして、委員総数14名のところ、本日は6名が欠席となり、出席者は8名でございます。よって、委員の過半数の出席が得られており、長野県景観条例第40条第2項の規定により、会議が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

審議会の開会に当たり、建設部長の油井均から御挨拶を申し上げます。

(油井建設部長)

(あいさつ(略))

(都市・まちづくり課 関川課長補佐)

建設部長の油井でございますが所用がございますので、ここで失礼させていただきます。

次に、本年度の事務局職員より、自己紹介をいたします。

(藤池都市・まちづくり課長以下 自己紹介)

(都市・まちづくり課 関川課長補佐)

会議事項に入ります前に、資料の御確認をお願いします。

なお、本日の審議会の資料につきましては、あらかじめ送付させて頂いているところですが、改めて一式をお手元に配布させていただいておりますので御了解ください。なお、あらかじめお配りした資料と、変更・修正はございません。

(資料確認)

この資料の他に、知事から諮問がございました、本日の会議事項1の件について、進士会長のお手元に諮問書の正本を、各委員さんのお手元には諮問書の写しを配布してございます。また、新任の委員さんには、長野県景観条例及び屋外広告物条例の例規集を配布してございますので御確認をお願いします。

本会議は公開で行われ、議事録はホームページにおいて公開されます。議事録作成のため、御発言等の会議内容を録音させていただきますので、御承知ください。

それでは会議事項に入ります。

会議の議事進行は、長野県景観条例第40条第1項の規定により、進士会長にお願いいたします。

(進士会長)

これより会議事項に入りますが、最初に議事録署名委員を指名いたします。
本日は、南雲多榮子委員と三澤重一委員をお願いします。

それでは、会議事項1の「屋外広告物条例の規定による規制地域の指定について」を議題とします。これは条例に基づく諮問案件です。事務局から説明してください。

(1) 屋外広告物条例の規定による規制地域の指定について

(都市・まちづくり課 中澤担当係長 資料1～5により説明)

(進士会長)

ご説明ありがとうございました。それでは委員の皆さんから、ただいまの説明に対しましてご質問やご意見をちょうだいしたいと思います。どうぞ、どなたからでも結構です。いかがでしょうか。

(三澤委員)

不適格広告板のことでお尋ねしたいんですが、独立したそのものの寸法は仕方がないかなと思いますけれども、壁面の場合、例えば地色を無彩色で塗る、そうして面積を基準内に収めることは可能でしょうか。

(進士会長)

なるほど、はい、お答えください。

(都市・まちづくり課 小林企画幹)

そのあたりは取り扱いを統一しておりまして、壁面に塗るようなものについては、文字の部分だけとしております。

壁に新たに広告板として張りつける場合は、それは全てカウントするということで、従来から、取り扱いについて統一をしています。

(三澤委員)

広告板で壁面につけてあっても、半分ぐらいその壁面の色に塗ってしまったら、あとの半分は許可になりますか。

(都市・まちづくり課 小林企画幹)

個別の話になりますので、個々のケースバイケースかと思いますが。基本的に建物、壁面に塗っているものについては面積には入れない。広告板、あくまで広告板として切り離して考えられるものについては基本的には全体ということで考えます。ケースバイケースありますので、そこら辺はもう個々のお話と思いますが。

(三澤委員)

では、独立している看板に関しては大きさを、幾ら塗っても大きさを決めてしまうということでしょうか。

(都市・まちづくり課 小林企画幹)

独立看板ですね。それは従来どおり、面で算定しています。

(三澤委員)

ありがとうございました。

(進士会長)

そのバックの色も広告の一つだという捉え方なんですよ。地になってもね、多分そうなんだろうね。

(都市・まちづくり課 小林企画幹)

物販の大きなところで、いわゆる企業カラーがありまして、それをそのまま壁面全部塗っちゃうというのがありますが、広告効果はあるんでしょうが、それを全部捉えてしまうと現実的に規制が厳し過ぎるということもありまして、過去の経過もありますが、壁面に塗っている部分については、基本的には壁の色ということで算定外としております。

(三澤委員)

ありがとうございます。

(進士会長)

その他の委員からいかがでしょう、ご質問やご意見ございますか。特にないようですね。

それでは原案どおり。これは評決がいいのかな。手を挙げてもらいますか。それでは、意思表示してくださいね。反対の方はおられませんね。

はい。では全員が賛成したということにいたしたいと思います。どうもありがとうございました。

(2) これからの景観行政について

(進士会長)

それでは、2つ目の議題にまいりたいと思います。これからの景観行政について、これを議題にしたいと思います。事務局、ご説明ください。

(都市・まちづくり課 関川課長補佐 資料6により説明)

(進士会長)

ご説明、ありがとうございました。それではここからは委員の皆さんからかなり率直なご意見をいただいたと思います。ちょっとイントロをやりますと、そうですね、30分ぐらい議論できますので、委員は7人で、5掛ける6で30と。一人5分ですね。十分ありますから。

藤澤委員のように新しく加われた方もおられますが、大体の皆さんはおつき合いいただいてまいりましたのでご存じだと思います。

今、事務局のほうから説明されましたように、県の景観行政は、景観行政団体という制度があつてちょっとわかりにくくなっているんですね。一般の行政とちょっと違うのは、景観法というのをつくったときに、景観法は2004年にできましたが、景観法という法律はですね、こういう景観にきなさいと決めていないんですね。その地域地域で違うんだと。ですから、従来の建築基準法のようにこうでなければいけない、ああじゃなければいけない、そうじゃないと危険だからという、そういうのではない。まさにその地域の住民にとっては誇りであり、外部の方たちだと、その観光の対象になってやってくる、人が来てくれる、そういうものでないといけないというような議論になりました。

というのは、景観条例は基本的には最初、基礎自治体から生まれました。ですから歴史的な町、つまり観光地ですね。京都とか神戸のような観光地が最初に景観条例をつくったんですね。それは変な景観にすると、もうお客が来てくれない。その京都は代表例です。ですから、京都の景観行政は今、非常に強烈ですね。もう細かく規定して、それはもう必死ですね。京都から観光を抜いたらもう京都ではなくなってしまうと、経済活動も危ないんですね。

ですから、景観に非常にシビアに反応して、市長が初め旗を振って、景観、歴史的景観の保全とか自然的な環境を保全したり、すごい力を入れてきました。最初、まず景観行政はそういうふうな観光地のようなところから始まったので、多分長野も、観光地でもありますからね、その意識はあつたんでしょう。

2つ目は、そうでもないところがやるんですね。それは大都市でした。大都市は住民の意識が大変強くて、自分たちの町はふるさとでないとおかしいじゃないかというような、美意識が高いといってもいいかもしれませんけれども、大都市からいろいろな議論が出て、あんなでたらめな建築をつくられても困ると。今日、建築士関係者が3人いますが、そんな、皆さんはいい建築をつくっておられるかもしれないけれども、とんでもないものをつくって有名になろうとする人もいますしね、いろいろ。

そんなこともあって、やっぱり無茶苦茶は認められないとか、もっと品のいい町にしたいとかいろいろな要望があって、結構大都市の、いわゆる文化思考の町が景観条例をつくりました。

最後は農村でしたね。農村は、最初は富良野みたいにラベンダー畑で有名になってしまつて、農村の風景が観光資源だったということもあって、そういうところから始まりました。その後は名もない農村が逆にやりました。景観行政というので売り出そうと思ったんですね。

金山町というのが山形にありましたが、それは昔、イギリスの女性でイザベラ・バードという女性が日本を旅行して。明治時代ですけれどもね。ここは東洋のアルカディアだとほめたんですね。日本は本当に農村が美しい、世界一、美しいと言ったんですね。

ですから、金山町は、そのイザベラ・バードの東洋のアルカディアだというのを受けとめ、それで観光にしようとしたんですね。そういうので、普通の農村もやるようになりしました。

やってみてわかったのが、自治体が条例をつくってもどうもダメだと。それは法的権限がなかったんですね。「困ります」ぐらいは言うし、それから、「何とかこうしていただけませんか」とお願いはされるんですけども、強制力がなかったんですね。法的な強制力。それで国が今度、その法律を創らないといけないというので、2004年に景観法をつくったんです。

まず小泉内閣で観光立国という方針を政府が決めました。観光というのはよその国からやってきた人たちに日本の良さを見てもらうという話だから、日本の魅力というのは何だろうと、こう考えたときに、多様性なんですね。日本中、同じじゃだめ、ひと色じゃないだろう、歴史のすばらしい町もあれば、自然のすばらしい町もある。同じ自然でも海の風景がいいところ、田園の風景がいいところもあれば、山の風景がいいところもある。それぞれ昔の幕藩体制で300ほどの殿様が自分の町に誇りを持って地域づくりをしましたから、個性的なんですね。瓦一つでも遠州瓦とか三州瓦とか、いろいろな地域の名前がついているほど個性的だったんですね。そういうこともあって、景観をひと色にするというのはやめようと思ったんです。私もちょっと関係しましたがけれどもね。

観光も意識したので特に個性的な町もあった。それまでの日本の行政は大体、同じにすることですね。ほかと違わないようにすることをやってきたんですね。行政の体質もそれで育っているものだから。この事務局は比較的、土木とか建築とかそういう技術屋系がいるけれども、大体、法学部を出た人が多いんですよ。行政というのは、だから法律というのは一つつくったら日本中同じにやるということですから。北海道も東北も長野も同じにやるということですね。必要な面もあるんですけども、道路幅がみんな県によって違うとかは困るか

らね。サインが違うのも困るしね。

そういうことは正しいんだけど、一方で、観光とか景観になると違っちゃうわけですよ。新幹線の駅前がみんなそうなんですね。だから、新幹線が通って、日本中便利になったんだけど、今度どんどんつまらなくなっちゃう。海外からの観光客も減ってきてしまったんですね。それで小泉内閣で観光立国宣言して、景観法もその一環で創ったんです。景観まちづくり、景観緑三法というのをやったんですが、緑化も含めて都市を個性化しようというのでつくったのが景観法です。

だから景観法は同じにしたいとみんな住民が思うのならそれもいいでしょう。ただ、それぞれの自治体ごとに考えてくださいということで、国の法律としては極めてめずらしい法律です。国というのはこれまでずっと明治以降、中央集権で同じにしてきたんだから。それを初めて景観法は、それぞれの地域で考えてくださいということを決めました。

それで、その中心的な義務は、その責務は県がやる、都道府県がやると決めたんです。ただし、都道府県がやるんだけど、その下にある市町村が、自分でこういうことをやりたいという、しっかりしたポリシーを持ってやるんだったら、それを認めましょうということですね。そうすると、県が言うこととその市町村が言うことが違ってくると困るから、住民が困りますからね。二重行政をやらさないために景観行政団体というのをつくろうと。長野県は77のうちの21が景観行政団体に移行している。比較的少ないな。長野県は合併しないで自分の自治体を守った人のところも多いし、3分の1ですか。3分の2はまだしていませんね。だから3分の2は県の直接の仕事です、今の段階では。それで3分の1は地元で、俺たちはこうしたいと思ったらそれでいいということになる。ただし、それには景観計画を立てて、県との調整を結んで、それで認めていきましょうということです。

景観行政というものの特色は、地域住民が自分たちの町、自分達のふるさとをどうするかということ自分たちで決められるようにしてやるということ、まず忘れてはいけないと思います。

そんなこともありまして、平成25年から農村景観育成をやった。私が頼まれたのは、知事から直接連絡があって、南ドイツだったかな、視察したのは。そうしたら、これはバイエルンだって威張っているけれども、バイエルンの風景、バイエルンって農村風景ですかね、基本は牧場の風景ですけどもね。オクトーバーフェスタって知っているでしょ、ビール祭りね。ああいう収穫祭で世界的に有名だけでも、ミュンヘンの町で300万人ぐらいいるかな。ミュンヘンは世界的に有名だけでも、日本の町から比べれば小さな町ですよ。

あと、ほとんど田園地域ですね。阿部知事はそれをごらんになって、長野の方がずっといいと。この時、長野は最悪だと思うような知事じゃ困るけれどもね。それで長野はすごいと、これをもっと磨き上げれば世界一になると思ったんですね。それで長野の県政、県の景観行政のウエイトは農村景観にしたい。農村景観を良くすることだと。こう言われたわけです。その指針を立ててくれと言って、私は審議会の会長を引き受けました。立てたからもう終わっちゃったんだけれども、もうちょっとやれというので今日までやることにしました。

私が言いたいことは、県と市町村の関係ですね。事務局もそれなりにいろいろ苦労されていると思いますが、市町村は本当にわかっているか。藤澤委員が市町村会の代表のようだから言うておきますけれども、市町村が本当に景観行政って大事かと思っているのかなんです

よ。村長の能力が問われるんですね。こういう時に。つまり風景とか景色というのは誰でもわかるものだから本気で考えないんですよ。さっきも事務局とおしゃべりしたけれども、夫婦みたいなものでね。空気みたいになっているので、もう慣れると何も見えないんですね。汚くなっても見えないし、どんどん変わっていても見えないということになっていて。ところがよそから来た人は、もう初めて来たというから必死で見るとですよ、隅々まで見るんですね。そんなものですから、意外と風景は大事ですね。

近景・中景・遠景といいますが、手元から向こうまで、遠くの山まで見ているわけで、足もとだけじゃない。一方で、遠くだけ見ているかという足もとまで見ているわけだから、舗装ひとつ大事なんです。だから善光寺の参道をどういって石で舗装するのか、目地はどのくらいか、石の大きさ、サイズが、プロポーションがどうだとか、みんな気になるんですよ。だって、皆さん肌触りというでしょ。さめ肌ともち肌では違うんだから、町だってそれと同じなわけですよ。

そういうことを考えると、まちづくりというのは全てのことで。道路から川でもお店でも建物でもみんなそう。公園でも学校でもね。それが意外と鈍感になるんですよ。よその目で見ないからね。当たり前で、もう決まっているんだろうという感じでやってしまう。一度、自分の町は何がどういうところがすばらしいのか考えてはと。

先ほどの事務局の説明で、「風景の語り部」というのはそういうのをよくよく考えた人が、人に今度は伝えようというわけですね。ふるさと信州風景百選というのは、その町が誇れるものほどだろうというのを少し相対化して、ビジュアルで見せてみようというのであつた写真集を作ったんですね。ですから、いろいろなことを今までやってはいるんですが、今、事務局が説明したようにいろいろな課題があるというわけです。

ちょっと、皆さんがしゃべりやすいかどうかはわかりませんが。そういうことで、自由にこういうことが大事だということをお願いして、それで、それを参考にまた事務局が頑張るといふわけです。

景観行政は、そういうことで県の景観行政ですね、市町村の景観行政に関わられている皆さんもおられるようだから、市町村でもまた市町村の役割というものをやっぱり強調していただいたらいいと思います。ただ、県は全体をやっているんだから、私は大景観といっています、大きく全体で長野が、つまり信州というのはここが違うぞと、甲斐の国とも東京ともみんな違うわけで、その良さをどうやって創るかということですね。それで先ほど高速道路では、変な看板は作らせないようにしようというので規則を決めている。ただ、規則化でいいかどうかは別ですよ、本当は。

看板でもいい看板というのがあって、越後妻有アートトリエンナーレでは、あるアーティストに看板を作らせたんです。それがアートなんですね。そういうこともやっているの、アートに近い看板というのもあり得るんですよ。だから景観というのは守るだけじゃなくて、創るというのもある。

それから、高速道路のさっきの佐久のところを見ていると、ただ突っ走るだけではおもしろくなさそう。ずっと田園景観がたんぼや畑が広がっているだけ。普通はやっぱり植栽をする。北海道の十勝平野へ行くと、防風林が見事ですよ。昔の農村景観というのは、農業のために風を防ぐと作物がいっぱいとれるので、防風林をやっていたんですね。それが一つの

風景になったりする。だから植栽だけではありませんけれども、いろいろなことが風景というものを創るわけで、立派な建物も風景だし、橋を架けるのも風景だし、その橋を、谷間の深い緑の中だったら朱塗りの真っ赤にすることで、むしろ効果的な渓谷というものを表現できますね。ですから、絵を描くと同じことです。風景というのは。

先ほどの三澤さんの話のように地の色に塗るというのもあるし、強調するアクセントを入れるのもある。場所全体を見ながらやる。ところが、景観行政が難しいのはそれを、絵を描くならわかるけれども、絵の具だけ作っているような人はわからないんですね。筆だけ作る人、今、日本の社会は分業化していますから、全体を風景として捉えるという人は少ないんですね。風景では飯を食えないという発想ですから。みんな何かの物をつくるのには力を入れるけれども、全体を考えるとすることがない。そこが行政的にも大変辛いところですね。それを、わかったり考えたりするような方向にどうやって持っていけるのかという提案が欲しいわけですね。

関さんからいきましょうか。

(関委員)

今回、この景観行政についてというこのまとめはとてもよくまとまっていると思いますし、最後まで検討されて、本当にいろいろ試行錯誤されてまとめていただいているなど思っていて感心して見ていたんですけども。

建築的見解ではないですけども、先ほど各地域によって個性があったほうがその地域性、訪れる人も変化があっていいというのは確かにそうだなと思ったんです。ただ、整備してきれいにして美しいだけだと、感動はないと思うんですね。

きれいにすることはもしかしたらお金を出せば簡単なことかもしれないけれども、一番は住んでいる人たちが楽しんで、住んでいる人たちが良くしていこうという思いが何か伝わる、訪れた人に何が伝わるかといったらやっぱりそこを大事にしていこうかなという、住んでいる人たちがその地域を本当に好きなんだというのが伝わるのが多分一番大事。理屈で言うとそうだと思うんです。

逆に言うと、外部から来た人に自分たちの地域の良さを再発見させられることも結構あったりして、私は今、湯田中に住んでいるけど、お店なんかもUターン、Iターンされた方が空き家を利用してお店を出したんですね。補助金とかもらって。そうすると、潰れたお店が再生される。お金はかかかっていないんだけど、外部の人が来て頑張ってくれているという、その思いが、逆にその住んでいる人たちに、何気なく当たり前になっていく風景が、あ、そうか、こういうやり方で活性することもできるんだなと。そういう相乗効果というのがあるって、まちづくりとか景観づくりというのは、とても難しいと思うんです。私は住んでいる人たちに自分たちの住んでいるところの意識を浸透させていくということが、一番大事だなというの思います。

(進士会長)

いやいや、そのとおり、すばらしいこと、そのとおりですよ。

だから、思いを持ってもらうことが大事なんだけれど、ここで皆さんに、そういう思いを

ここにいない人にどうやって伝えるか、あるいはそういう思いをどうやって持ってもらうか、その仕掛けですね。具体的にはどういうのがあるか。例えば百景の展示会をやっているけれど、例えば展示、何か低調らしいね。さっきの説明だと。それほどやってないですね。これだって4年経っているんですよ。それで、ここに委員がこれだけおられて、いろいろな団体のこともやっておられる。みんな団体ごとにやってもらえばいいじゃないですか。ねえ、関さん。

皆さんのところでパネル展示ぐらいやってあげられるじゃないですか。だから、そういうふうに働きかければいよと。100枚は大変だといったら、10枚ずつやってみるんです。あるいはその地方地方のものでもいいじゃないですか。つまりそういう話、私が言っているのは。皆さんに私はこれをやってやるという。

(関委員)

そうですね、はい。

(進士会長)

賛成が得られたので、辻井さん。

(辻井委員)

全然、違う話になってしまうんですけども。私が日頃から思っている話になってしまうんですが。景観というのは「見るもの」という話から始めてしまうと、今、国から始まり県におりてきて、各市町村におりてという形なので仕方がない部分もあるんですが、その場所その場所の特徴があってこそその景観というのはすごく大事。例えば画一的に、マンセル値の値だとか、高さの話だとかという形で、それだけを守っていれば、それをクリアしていれば色や形はバラバラという不思議な状態だな、というのが私の中ではすごく思っていることです。

見えてこそその景観なので、見える場所、先ほどの高速道路しかり、あと、例えば空港、電車、あとは道路とか、いわゆる主要な場所、一番人が多く集まったり、見たりすることができる場所から見えるもので、そこで守らなくてはならないとか、これをどうこうしないとか、これをもっとというふうな、という場所をメインに定めては。景観の中でも、まあ長野県も都市部と違って農村景観という形をとっていますが、長野県だって農村景観じゃないところも、ささやかながら都市景観の場所だって、小さい商店街もそうだと思うんですけども、そういうところは、それぞれの個性が出た活発な町をつくるべきだと思います。このマンセル値だとか、面積の制限だとか、広告物だとか、全部画一的に、どんな山の中でも町中でも同じようなのができているという、県から市町村に下りたがために余計に市町村もその市、その町、村という、その中でもバラバラになっているのにもかかわらず、その各市町村で画一的にまとめていくというのがどうも何か納得いなくて。何のための景観なのか、そこは何を守りたいものなのか、そして、ただ農村景観を守ると言っていたり、家を建てなければいい、全部一斉に畑にしまえばいいという話になってもしょうがない。農村は規制がかかってこない、ブルーシートだって、かなり目立つあの水色があったりとか、仮設のトタ

ンの水色とかも結構、目立ったりするけれども、あれは仮設なので何も規制がかからないというけれど、長い時間ありますよね。目線を変える部分というのが必要になってきている時期。景観という意識が浸透してきたからこそ、もう少し具体的なところへ踏み込めたらいいのかなと、私は日頃から思っております。

また景観の届け出を立場からいうと、これ30日より前という形で。変更届けは幾らでもOKという形で、まずの相談を早くという形にさせていただかないと、いつまでたっても建築確認まで辿り着かないとって大騒ぎになるケースも加味していただきたいなと思いました。以上です。

(進士会長)

ありがとうございました。今のお話は、さっきの景観行政団体・・・21ですか。多分、辻井さん言われた個性的な街をつくるという自治体は、21に入っているでしょうね。市町村の代表的なものがみんな入っているでしょ。例えば長野市とか諏訪市とか。だから多分、もう基礎自治体に移っているんですね。ここは、もう任せている方になるでしょうね。

大体、農村と都市と区別することが変なんだよ。地図に描いていなんだから「農村」として。人口密度が違うかもしれないが、都市と農村って区別がないんですよ、日本には。城壁で囲んだわけじゃないからね。だけど、農的な雰囲気だということはあるよね、低密度でね。そっちが今は軸になっていると、県がやっているのは。

もう一つおっしゃったので市町村に下していったというけれども、そうじゃないです。市町村がやりたいといたら任せるという仕掛けですね。ただ問題は受ける方がね、今、辻井さんが言ったようにマンセル値とか、景観の基礎的な知識があまりないんですよ、確かに市町村は、慣れていないの。だけど、何か議会その他で景観行政団体やろうとなると、担当者ができてしまう。この行政のやり方が規制型なんです。基準型、マニュアル型、ガイドライン型なんです。今の辻井さんの指摘は、そういう規範をつくって基準行政でやるようなことは良くないねというご意見ですね。そういう考えもいいかもしれないです。一つ一つ考えて、ここはどういうふうにしたらいいかをみんなで考えた行政にしましょうと。

この間、白馬でもそうだったね、マンセル値でやって、色彩行政なんて、自慢していました。確かに色は一番大きなファクターではあるんだけど、色で決まるわけじゃないんです。僕の言い方。材料が色を持っているんだからね。それなのに色だけ塗ればいいみたいな話は全くダメなんでね。

だけど、何となく客観化しようとする。役所というのはね。だって文句を言う人がいるでしょ。何でこの赤はいけないんだと言われるといけないから、色の範囲を決めてしまおうとするんですよ。本当はそうじゃない。その地域の人が話し合っ、ここにはこの色ならいいねとか、この色はまずいけれども、こんなに目立つてもこの色だったらいいじゃないのとみんなが言えば本当はいいんだから。そういう行政にするというのは大変ですね。日本は明治以降ずっとそのルールでやってきている。それにみんな慣れているものだから。意見を言い合っって変えていくというのが下手ですね。

それで、今、関さんとか辻井さん、次、宮坂さん。アーキテクトというのはそれを地域でそういう思想を広げる職能ですよ。だから皆さんの双肩にかかっているんだ。そうすると行

政も楽になるんだ。はい、どうぞ。

(宮坂委員)

難しい話になってしまいましたけど。普段仕事をしている中で景観とか、色合いだとかそういった話をされるんですけども、基本、判断の指標は人だと思っています。そうすると、人づくりをすることを県の行政でもしていられるような、そういう仕組みづくりを新たに考えたほうがいいんじゃないかと思うんです。

今、ここに出ているような形って、どうしても大人がそのまま枠組みをつくって、それを形にしようとしているとしか思えなくて。そこに今度、豊かな感性を持った子供たちを育てるための仕組みだとか、その普段から、例えばこのパネル展があったら小学校でやるとか、そういう普段、見る目を養うような感性を磨くための手助けを行政ができるという形をしていかないと。今の形をつくったからそれを全部、これはいいものだよというのを与えられた側がただただ受けていても、それはその後の発展には繋がらないと思うんです。

ですから、そういった人を育てるような形、それから各行政も、今、景観行政団体になっているところ以外のところをひっくるめて県でやるというのもおかしな話で、そこも自立できるような形で支援していくという補助的なやり方、上からじゃなくて補助的な助けを、親が子供を育てるように助けてあげるよという状態の形づくりのほうが、この先、10年、20年でどんどん町が変わっていく中で、そこに携わってくる人間も変わってくると思います。その時に、どういう人たちが携われるかということをもう少し考えていかないと、ただやっていることの引き継ぎ、引き継ぎでしかないような気がしてならないんです。

(進士会長)

いや、おっしゃるとおりです。今の子供たちに向けた取り組みを、以前ご紹介しなかったかな。国土交通省の公園緑地・景観課というのが一応、景観の行政元締めになっているんですね。公園と景観がくっついているというのは変だと皆さん思うでしょうけれども、公園もオープンスペースで風景なものですから、広く広がる風景だからね、そこがやっているんですが。そのホームページに、子供のための景観・まちづくりのワークショップだとか、そういうのを全部、方法論を、私が委員長でまとめたんですけども、やってあるんです。それから皆さんのようなプロのための景観行政のやり方も入れました。行政マン用も書きました。

それどうしてかという、やっぱり景観のことは何もわかっていないという前提だった。景観法をつくる時に、国会そのものがそういう議決をしたからです。景観のことはとても大事なんだけど、景観のことをわかっている人がほとんどいないから、景観・まちづくり教育を徹底してくださいと、それを付帯決議した。おっしゃるとおりです。まさにそれが教育にも生きていないんですよ。今。子供たちの景観・まちづくり教育はコンクールをやっています。そういう教育プログラムで頑張ったところを表彰するというところまでやっているんですね。おっしゃるとおりです、人づくりからなんです、本当はね。

さあ、それではお三人いただいたので、では丸山さんと南雲さん、女性にまとめてやっていただいて、終わりに、あとお二人にお話をいただきます。

(丸山委員)

丸山です。私が考えてきたのはもうちょっと、レベルの低い話で申しわけありません。私、30年ぐらい前、須坂市役所に景観係というのができまして、そこの係長をやっていたんです。その時の話を言いますと、景観条例も何もなく環境条例だけで、県の関係では、須坂市から出た田中英一郎県議会議員さんが県の景観条例をつくられたんですね。その時に景観係をつくって、どちらかというと町並み保存のためだったんですけれども、私のところで仕事をやれと言われた。それでやったことは、地方事務所の係長の人が須坂の人だったもので、変な看板があったぞと、毎朝電話が来るんです。その時はちょっとうるさいなと思ったんですけど、それは確かに見た目も悪い。市の方には条例はなかったんですけれども、それを徹底的にやりました。そして市内に連絡をして、建物を建てる時とか、何かやる時はこういうことをしてもらったら困ります、全て景観係に連絡くださいとしたところ、それはどさんどさんというぐらいに届け出がありました。〇〇というチェーン店がありますね。そこの方がいらっしゃって、実はうちのあれはイメージカラーなもので、赤いんだけどダメかいと言ってきて、いや、それはいいんじゃないですかというような話をしましたし、もちろんずっとパトロールして歩いたりとか、そういうことを本当にしました。

私、思うのは、県からの押しつけということじゃなくて、それぞれ市町村、77ですか。昔は123ぐらいあったんですよ。その人たち、その職員の全部が景観行政団体に当然、入ってもらわなきゃと思うんです。そして、わからない人たちがやっていると思います。職員だって何もできるわけじゃないです。

私もただ文化財、たまたま町並みを保存するのとやれと言われてそういう係になったんで、必死で頑張って、何とかうまく行ったわけですよ。その時の一番の原動力となったのは、こちらで委員さんやっていたら東京大学の西村幸夫先生が調査にいつも来ていただいていたんです。景観じゃなくてね。まちづくりの方で来ていただいた時に長野県の、中央道ですかね、高速自動車道の周りには一つも看板がないと。もう本当にすばらしいと。県の担当の職員の人たちがきちんとやったからだと言うんですよ。そうでないと、これだけの景観を守っていくわけにはいかなかったという話を聞いて、自分も頑張らなくてはいけないなと思って随分やったんです。

その他に、その担当者の意識、それと県の人とその担当者の人たちが、うまく、きっちりやるということが大事だと思うんです。特に農村景観というのは、私、農村地帯に住んでいますので、そうかなと思って見るとすごくすばらしいところがたくさんありますよね。世界への発信というのがありますよね。これって、伊那市だったと思いますけれども、外国人がものすごく宿泊に来ているんですってね。夕方来て、一晩泊まって、次の日に帰っていくんだけど、民放の全国ネットでやっていました。長野県にぞくぞく外国人が来るなんていう題名の番組でしたが、すごいなと。日本の、長野県の景観ってすごいんだなと思いました。

先ほどのパネルもそうですけれども。JR長野駅のりんごの広場ってありますよね。ああいうところとか、階段でやるとか。NHKの「撮るしん」というのは、すごいですよね。ほとんどが農村風景ですよ。ものすごくいい写真がじゃんじゃん出てくるわけで、みんなで

投票してカレンダーを作ったというので。人のパクリでいけないかもしれないけれども、発信ですね。発信が大事じゃないかなと思いますよね。

あとは「風景の語り部」ですけれども、「語り部」と「観光案内人」というのは、一緒にした方がいいと思うんですよね。観光案内する人たちが、例えば須坂の町なら須坂の町をいい建物がありますよと言って、そのついでにすばらしい高原がありますよと言ってもらう。うまく合体させて、やっていただければいいんじゃないかなと思うんです。観光に関心のある人はそういう農村のすばらしい風景に感動すると思いますよね。

あと具体的には、変な建物などができた時に困るといったことに、行政の人たちがまず中心になって、民間の人を入れて。30年前に景観監視員のような制度がありましたよね(※H6から取り組んだ景観サポーター制度)。一時期、うんと盛り上がった時がありましたよね。そういう人たちに勉強してもらって、それを持ち帰って自分たちの町をパトロールということも必要じゃないかと思うんですよ。

とにかく、農村がすごくすばらしいということ、世界的に見てもすごいんだということ、を何らかの形で。知らしめるといって変ですけども。一番が行政の人にお勉強をしていただくということ。そういうことで本当に管理できればいいんじゃないかなと思いますけれども。いかがでしょうか。

(進士会長)

ありがとうございます。南雲さん、では行きましょう。今のは研修だね。徹底して研修を市町村まで含めてやるべきだという、大事なことです。どうぞ南雲さん。

(南雲委員)

あまりにも問題が大きいので、何からお話をしているのか。

景観というのは、住んでいる人たちの気持ちの表れだと思っていて、私も松本市のまちづくりの会を活動させていただいているんですけども。私たちの基本ベースは昔からある歴史的な重要な建物ですとか、残っている景観。松本市はたまたま天守閣がありますが、最近マップづくりをしたら、松本は火事とか水害とかで御殿もない、住宅も何もない城下町なんですけれども、町割が残っていました。

町割が残っているために、新住居表示になってから50年たちましたが、ずっと松本の城下町に住んでいて、子供のころ何町何町と言っていた昔の旧町名が懐かしくて、皆さんに是非そのまま使っていただきたいなという思いで、マップづくりをさせていただいたんです。思いがけないちょっとした発見もあったりしました。

基本は先人たちが残してくれた大切なものを守り継いでいきたいというベースだったんです。イオンモールの大型施設を県で視察をしていただいたことが例で載っておりますけれども、イオンモールでもちょっと提言をさせていただいた。あそこにある工場、蚕糸の工場なんですけれども、諏訪の片倉館はつくる目的が違うものですから、誰が見てもすばらしいですよ。ここは単なる工場なので、そんなことはと思う方たちは多かったかもしれないんですけども。ここは蚕糸業の王国だった、すばらしい生糸を生んだところだと思えば、その建物が何か愛おしくて、何とか残したいと活動をしていたんです。残念ながら生物化学

研究所の1棟だけ残していただいて。工場の方は事務棟のタイルが、大正、昭和の初めに使われていたものですが、ちょっと残していただきましたけれども。

イオンモールの計画を立てる時に、住民の気持ちというのは大方のところでは合うんだろうと思っていましたら、若い人たちと私たちの考え方というのは全然違う。大型のショッピングセンターができるのなら大々的に、新しい、すごい建物を建てればいけないかという若い人たちの意見と、私たちみたいな意見もあるわけですけども。そういう思いをしましたら、本当にその町らしさというのを、先ほど進士先生の方からもお話があった新幹線の駅と同じような町じゃなくて、その町の特徴が出るということは、今までの歴史を大事にしていく方がいいんじゃないかなと、今でも思っております。

行政ができること、行政にさせていただきたいことは、いろいろな意見があると思いますがワークショップや松本は景観シンポジウムを毎年やっていて、新しい美しい建物が建ちますと賞をもらったりしているんですけども。景観シンポジウムの中には建築士協会の方たちが、この町はこういうふうにすればいいんじゃないかというような、その計画を発表したりする。建築士協会さんが中心になって行われているものですけども。そういう、住民の美的意識とか、何を大事に思うかという意識も、行政の方たちが何か手助けをしてくださる機会をたくさん設けていただければ、とてもうれしいなと思います。

それと、21の景観行政団体ですか、この団体というのはある意味、町に対する思いがある人たちがいらっしゃると思いますけれども、それぞれの地域ごとに私はすごい宝物があると思っていますので、絶対に画一的ではない、自分たちの良さというのが、意外と見えないものなのかもしれないので、行政の方たちがこういうすばらしさがあることを、住民の方たちに話していただける機会を是非持っていただきたいと思っています。

(進士会長)

どうもありがとうございました。それでは最後に三澤さんと藤澤さん。

(三澤委員)

三澤です。だいたい景観というのを数字でどうのこうのというのがそもそも間違いだと思います。ただ、全体でこうやっていかなければいけないというのであれば、仕方がない部分がありますが。ある行政団体の、ある観光地ですけども、どうも担当者が四角四面のことを言ったようで、できてみたら、そこにふさわしくないものが出来てしまったことがあるので。先ほどの事務局のご説明の中で今後をどうやっていくかという中で、専門家という部分がありましたので、ぜひとも専門家の話を聞いていただきたい。これは観光地であるのに、こんなものでいいのかというもので、私たちにはない感覚の方が大勢おります。

あと、その宮坂さんがおっしゃった子供たちにどうやってということ。私なりに考えたときに、パネルディスカッションもそれぞれの小さな地区でやっていければ浸透はしていくでしょうけれども、塩田の例や「風景の語り部」の話をお伺いしますと、そういったお話を子供たち用に紙芝居にしたらどうかと、単純な発想ですけども、私はそんなように考えたところです。

(進士会長)

どうもありがとうございました。最後に藤澤委員さん。

(藤澤委員)

生坂村長の藤澤でございます。大変、勉強になるお話をいただきまして、うちは景観行政団体ではありません。1,800人ちょっとの村でございますので、そういう点で、景観行政は遅れているかもしれません。行政としてもっといろいろと、村民の皆さんとか住民の皆さんに話しかけて啓発活動をするんだというご意見はごもっともだと思いますが、行政はいろいろやるがありまして、景観も保全していくことは大事でございますので、これからしっかり取り組んでいこうかと思えます。

本村は、ビューポイント整備は2カ所だったと思えます。そんなことで景観も大事にしているんですが、ここへ来て、今、12月定例議会でして、太陽光発電施設の関係で、田舎でも山のほうにそういう施設ができて景観を損ねているということで、条例をつくったほうがいいんじゃないかというお話もありますが、今後どうすればいいのかなと、そういうものもまた県にご指導いただきながらやっていきたいと思えます。

いろいろ当村としてもしっかり取り組んでいかなければいけない点を、今日教えていただきましたので、これからもご意見をいただきながら、いろいろな面で農村景観を守っていききたいです。ちょっと長くなるんですけども、私、毎朝、ほぼ毎朝フェイスブック・ツイッターで、田舎、生坂村の写真を撮ってアップしているんです。実は少子高齢化・人口減少の当村で、若者が都会へ出て行ってしまつてなかなか帰つてこない、働き場所もないものですから仕方ないかなと思うんです。そういう時に、今、SNSを、かなりの若い人たちが見ているものですから、田舎の風景を見せて、田舎へ帰りたいたいなと思つてくれればいいかなと思つてやっているんです。それで今年の1月からドローンも飛ばしまして上から写真を撮ると、なかなか見たことがない風景がありまして、そういうもので評判がいいときもあります。

毎朝撮っていると、四季折々の風景を同じところで撮影していますので、そういう点で自然のすばらしさを感じてくれるかなと思えます。小さな取り組みですが、村民の皆さんに、生坂村の自然の良さが分かってもらえればいいかなと思つて取り組んでいます。

(進士会長)

いや、すばらしいですよ。そういう努力をされることですよ、それぞれがね。

はい、事務局のシナリオでは、大分時間が過ぎましたが、一応一通り皆さんにもご意見をいただいたし、せっかく本気で点検をして事務局も話したので、今の皆さんのご意見は意味があったと思えますので、ぜひ、この点検を踏まえて新しい景観行政を広げていただけたらと思います。以上で議題は終わりますが、委員の皆さんから特に何かご発言はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、これでこの会を閉じたいと思えます。どうもありがとうございました。

(藤池都市・まちづくり課長)

委員の皆様には、長時間にわたり、活発な御審議をいただきありがとうございました。冒頭、部長の油井からのあいさつにもございましたとおり、本日の会議をもって、本審議会の委員は改選となります。また、進士会長には、現在の任期をもって会長を退任されることとなりました。

あらためて、進士会長様はじめ、委員の皆様にご挨拶を申し上げますとともに、本日まで皆様からいただいた貴重な意見を、今後の本県の景観育成の推進に活かしてまいります決意を申し上げます。御礼の言葉といたします。

(都市・まちづくり課 関川課長補佐)

以上を持ちまして審議会を閉会といたします。

本日は、誠にありがとうございました。

(終)